

## 政策金融改革における商工中金の

# 完全民営化に係る制度設計が決定

### 完全民営化にあたって

商工中金前橋支店長 三室一也

明珠任掌という言葉がありま  
す。禅の言葉です。明珠(みよ  
じゆ)、掌(たなごころ)に在りと  
読みます。明珠とは価値ある宝。  
価値ある宝は、他でもない自分の  
掌(てのひら)にあるという意味で  
す。

私自身、前橋支店に赴任する前  
は民営化準備室という部署で働い  
ていましたが、民営化に関する  
様々な議論をしているときに、ふ  
と出会ったのが、この言葉です。

政策金融改革に係る制度設計に  
おいて、当金庫は「政策金融機関  
として培ってきた中小企業との信  
頼関係等を活かし、中小企業団体

及びその構成員に特化した幅広い  
金融サービスを展開する民間金融  
機関となる」と位置づけられまし  
た。こうした結論に至る過程にお  
いては、中央会やお取引先などの  
方々から、「商工中金は中小企業  
の存続に不可欠の金融機関であ  
る。改革にあたっては、機能を  
質・量ともに維持してほしい」と  
いった、大変有難い期待の声を頂  
戴いたしました。

完全民営化に当たって、商工中  
金が目指す方向に関連して、個人  
マーケットに積極的になるべきで  
はないか、など、業務のフィール  
ド拡大を促すような意見が、特に

有識者と呼ばれる方々との議論の  
なかで少なからず出てきたことも  
事実です。が、現に自らの掌(た  
なごころ)の中にある「価値ある  
宝」、すなわち「中小企業取引先と  
のリレーションシップ」を磨くこ  
と、やはりこれが大事なのではと  
の思いに帰着した次第です。価値  
ある宝を大事に、しかし、それに  
甘んじることなく、組合をはじめ  
とした皆様に支えられてこそその宝  
であることを肝に銘じながら、完  
全民営化に向けて精進してまいり  
たいと思います。

以降、「完全民営化のプロセ  
ス」・「完全民営化時点における姿  
」を中心にご説明いたしますが、ご  
質問がございましたら、商工中金  
前橋支店(☎〇二七―二二四―八  
一五一)まで、お問い合わせ下さい。

### ■完全民営化のプロセス

平成十八年六月二十七日、政府  
の政策金融改革推進本部におい  
て、「政策金融改革に係る制度設  
計」が決定されました。

制度設計は、平成十八年五月二  
十六日に成立した「簡素で効率的  
な政府を実現するための行政改革  
の推進に関する法律(行政改革推  
進法)」の規定を具体化し、今後作  
成される政策金融改革関連法案の  
基礎となるものです。その中で、  
商工中金は、平成二十年十月に特  
殊会社(特別の法律に基づく株式  
会社)として新体制に移行し、その  
後概ね五年から七年後を目途に、  
中小企業団体とその構成員に対す  
る金融機能を維持した上で、完全  
民営化するものとされました。  
完全民営化のプロセスについて  
は、次頁の図のとおりです。

### ■完全民営化時点における姿

・前述のように、政策金融機関と  
して培った中小企業との信頼関  
係等を活かして、中小企業団体

及びその構成員向けに特化した幅広いサービスを展開する民間金融機関となります。

中小企業に特化した事業評価の能力や全国的なネットワークを活かして、事業再生や創業支援を含めた中小企業のニーズに対応し、その安定的な資金供給・提供を行うことを目的といたします。

内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等の危機時においては、政府の指定する金融機関として金融の円滑化のための役割を担います。

こうした機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な制度が措置されます。また、幅広い形態の債券発行と預金による安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立します。

## ■完全民営化に向け移行期に講じられる措置

平成二十年十月、特別の法律に基づく特殊会社に移行。その後の完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用

力や企業価値を維持・向上できるように、財務基盤や資金調達等に係る措置が講じられます。

中小企業の皆様に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるように、強固な財務基盤を確立するため、現在の政府出資のかなりの部分が準備金化されます。

円滑な資金調達を確保するため、移行期は、現在の金融債を引き続き発行してまいります。

中小企業による業務運営を確保しつつ財務基盤を強化するため、新機関の株主構成を中小企業団体及び構成員とします。

新体制への移行に当たっては、既存の民間出資者の皆様に十分配慮しつつ、株式会社への組織転換を円滑にするための措置が講じられます。

貸出や債券等の取引先の利益が不当に侵害されないよう、その経過措置について、必要な法律上の措置が講じられます。

# 完全民営化のプロセス

